



宮 崎 県 公 報

平成29年10月19日 (木曜日) 第 2939 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

告 示	頁
○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (福祉保健課) 1	
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 (“) 1	
○指定障害福祉サービス事業者の指定…………… (障がい福祉課) 1	
○指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の所在地の変更…………… (“) 1	

公 告

○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見…………… (商工政策課) 2	
○地図及び簿冊の認証…………… (農村計画課) 2	
○公共測量の実施の通知…………… (管理課) 2	
公安委員会公告	
○機械警備業務管理者講習の実施について…………… 2	
正 誤	
○平成29年10月10日付け県公報 (第2936号) 中…………… 3	

告 示

宮崎県告示第 576号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第49条 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成29年10月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
とも薬局木脇店	東諸県郡国富町大字宮王丸城ノ下 154番地6	平成27年11月1日

宮崎県告示第 577号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第50条の2 (中国残留邦人

事 業 所 番 号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
4510500319	リノラ未来	小林市堤2977- 1 01	株式会社ソレイユ未来	都城市蓑原町8241番地3	平成29年10月1日	生活介護
4510500327	福祉サービス事業所 スマイルハウス	小林市野尻町東麓1052番地2	合同会社優心会	小林市細野2111番地25	平成29年10月1日	就労継続支援B型
4511810113	サポート友喜 たかはる	西諸県郡高原町大字西麓字一里山 4 89-15	株式会社常喜	鹿児島県霧島市霧島田口2614- 1	平成29年10月1日	自立訓練 (生活訓練) 生活介護

宮崎県告示第 579号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (

等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成29年10月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
医療法人社団あさひ会小池医院	延岡市旭町1丁目3番地8	平成29年9月30日
八代医院	東諸県郡国富町大字八代南俣2054番地	平成29年9月20日

宮崎県告示第 578号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第 123号) 第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

平成29年10月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

平成17年法律第 123号) 第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の所在地変更について次のとおり届出があった。

平成29年10月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	所在地		変 更 年月日
		変更前	変更後	
友絵こどもク リニック	宮崎市	宮崎市神宮 東3丁目2 06番地12	宮崎市下北 方町島口8 52番地6	平成27年 3月1日

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、日向市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成29年10月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンタウン日向
日向市大字日知屋字古田町61-1
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出
大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
平成29年9月19日
- 3 意見の概要
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2) 期間
平成29年10月19日から平成29年11月20日まで

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成29年10月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
延岡市
- 2 地籍調査を行った期間
平成27年7月1日から平成29年1月30日
- 3 地籍調査を行った地域
延岡市白石町の全域
- 4 認証年月日
平成29年10月10日

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、新富町長から次のとおり通知があった。

平成29年10月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類
公共測量
デジタルカラー撮影（地上解像度16cm）
写真地図作成（地図情報レベル1000）
- 2 作業地域
新富町全域（61.53km²）
- 3 作業期間
平成29年9月8日から平成30年3月16日まで

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第30号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第42条第2項に規定する機械警備業務管理者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成29年10月19日

宮崎県公安委員会委員長 江 藤 利 彦

1 講習の実施日及び定員

講 習 種 別	講 習 の 実 施 日	定 員
機械警備業務管理者講習	平成30年1月15日（月）から 1月18日（木）まで	15人

- 2 講習の場所
宮崎市学園木花台西2丁目4番地3
宮崎県技能検定センター
電話0985-58-1570
- 3 講習の実施要領
(1) 講習は、一般社団法人宮崎県警備業協会に委託して実施する。
(2) 講習の最後に、修了考査（5枝択一式40問、100分）を実施し、80パーセント以上の正解者を合格者とし、合格者に講習修了証明書を交付する。修了考査不合格者に対する再考査は行わない。
- 4 受講申込書の提出方法等
(1) 提出先
住所地又は警備員である者は属する営業所の所在地を管轄する警察署
(2) 提出期間及び時間

講 習 種 別	提 出 日 時
機械警備業務管理者講習	平成29年12月4日（月）から12月15日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

- (3) 提出方法
提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。
郵送による申込みは認めない。
- (4) 提出書類
受講申込書（受講申込者の写真（申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）1通
- 5 手数料

4の受講申込の際、38,000円に相当する額の宮崎県収入証紙を納入すること。

手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

- (1) 受講申込みの受付が終了後、その旨、一般社団法人宮崎県警備業協会（代表電話0985-28-0518）に連絡すること。
- (2) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習に関する目的以外には使用しない。
- (3) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備業係（代表電話0985-31-0110）に行うこと。

正 誤

平成29年10月10日付け県公報（第2936号）中

ページ	段	行	誤	正
4	左	31	宮崎県選挙管理委員会告示第65号	宮崎県選挙管理委員会告示第67号

--	--